

中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金

市内中小企業者等におけるカーボンニュートラルを目指す取組の意識向上を図り、事業活動における脱炭素化を推進するため、中小企業者等が電気自動車、電気自動車用充電器、省エネルギー機器の導入に要した経費の一部を補助します。

制度の概要

【補助対象】電気自動車、電気自動車用充電器、省エネルギー機器

(令和7年3月16日から令和8年3月15日までに導入したものに限ります)

【対象者】市内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者等

【補助率】補助対象経費の3分の2

【補助条件】同一申請者による申請は、年度内に電気自動車、電気自動車用充電器、省エネルギー機器のそれぞれ1回のみ。ただし、電気自動車と電気自動車用充電器を申請する場合は、合わせての申請のみ（補助金の上限額は製造業100万円、製造業以外50万円）。

【補助上限額】

設置区分	製造業	製造業以外
電気自動車（普通自動車）	50万円	25万円
電気自動車（軽自動車）	30万円	15万円
電気自動車用充電器	100万円	50万円
省エネルギー機器		

国・県の補助金と
併用可能です！



申請方法・期限等はこちら

【その他】

設置区分	補助条件（主なもの）	補助対象経費（※）
電気自動車	・新車 ・使用の本拠の位置が市内	本体価格（オプションは対象外）
電気自動車用充電器	・市内の自社敷地内に設置	充電器本体購入費、V2H購入費、課金装置購入費、設置工事費等及び電気工事費（配電盤までの最短距離の工事に係る経費のみ。配電盤の交換等に係る経費は対象外。）
省エネルギー機器	・市内の自社敷地内に設置 ・省エネルギー診断の結果に基づくもの	設計、設備本体の購入、工事、処分、省エネルギー診断に係る経費

※ 消費税及び地方消費税を除く。

お問合わせ先

厚木市産業振興課（〒243-8511 厚木市中町3-17-17）

☎ 046-225-2830 FAX 046-223-7875 Mail 3900@city.atsugi.kanagawa.jp

